

環 境 委 員 会 資 料

平 成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

平 成 2 5 年 第 4 回 定 例 会 提 出 議 案 資 料

議 案 第 1 6 6 号

川 崎 市 貸 切 自 動 車 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

資 料 : 川 崎 市 貸 切 自 動 車 条 例 新 旧 対 照 表

参 考 資 料 1 : 消 費 税 率 の 引 き 上 げ に 伴 う 貸 切 バ ス の 運 賃 等 の 改 定 に つ い て

参 考 資 料 2 : 一 般 貸 切 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 の 運 賃 ・ 料 金 表 (税 抜)

参 考 資 料 3 : 改 正 後 の 川 崎 市 貸 切 自 動 車 条 例 (案)

交 通 局

川崎市貸切自動車条例 新旧対照表

資料

改正案	現行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 運賃及び料金について、前2条の規定により算出した運賃及び料金を合算した額に<u>100分の108</u>を乗ずるものとする。この場合において、乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>附 則（平成 年 月 日条例第 号） <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払われる運賃について適用し、施行日前に支払われた運賃については、なお従前の例による。 3 新条例第4条の規定は、施行日以後に運送を終了するものに係る料金について適用し、施行日前に運送を終了したものに係る料金については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 運賃及び料金について、前2条の規定により算出した運賃及び料金を合算した額に<u>100分の105</u>を乗ずるものとする。この場合において、乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金表(税抜)

時間・キロ選択制運賃

運賃の種類			上限額	下限額	
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	～100km	670円	440円
			101km～300km	540円	350円
			301km～	390円	260円
		中型車	～100km	580円	380円
			101km～300km	480円	320円
			301km～	350円	230円
		小型車	～100km	480円	320円
			101km～300km	380円	250円
			301km～	300円	200円
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車		12,540円	8,180円
		中型車		10,580円	6,900円
		小型車		9,090円	5,930円

料金の種類			金額	
料金	深夜早朝運行料金 (1時間当たり)		2,858円	
	時間待機料金 (1時間当たり)		5,715円	
	宿泊待機料金 (1泊当たり)		24,762円	
	航送料金 (1時間当たり)		5,715円	
	回送料金 (1km当たり)	大型車	～100km	334円
			101km～	315円
		中型車	～100km	286円
101km～			229円	
小型車		～100km	229円	
		101km～	162円	

※ 川崎市貸切自動車条例施行規程で定めている。
(平成17年1月28日付けで国土交通省関東運輸局長に届出)

改正後の川崎市貸切自動車条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市の貸切自動車（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の運賃及び料金について必要な事項を定めるものとする。

（運賃及び料金）

第 2 条 貸切自動車の運賃は、次の表に定める運賃の額の範囲内において交通局長が定める。

運賃の種類	運賃の額	
時間制運賃	2 時間以内の場合 1 車につき	25,080 円
	2 時間を超え 12 時間以内の場合 1 車 1 時間につき	12,540 円
キロ制運賃	100 キロメートル以内の部分 1 車 1 キロメートルにつき	670 円
	100 キロメートルを超え 300 キロメートル以内の部分 1 車 1 キロメートルにつき	540 円
	300 キロメートルを超える部分 1 車 1 キロメートルにつき	390 円

2 貸切自動車の料金は、次の表に定める料金の額の範囲内において交通局長が定める。

料金の種類	料金の額	
深夜早朝運送料金	深夜早朝運送（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における運送をいう。）1 車 1 時間につき	3,000 円
時間待機料金	1 車 1 時間につき	6,000 円
宿泊待機料金	1 車 1 泊につき	26,000 円
航送料金	1 車 1 時間につき	6,000 円
回送料金（回送距離が 20 キロメートルを超える場合に限る。）	20 キロメートルを超え 100 キロメートル以内の部分 1 車 1 キロメートルにつき	350 円
	100 キロメートルを超える部分 1 車 1 キロメートルにつき	330 円

3 前 2 項に規定する運賃及び料金の適用並びにその計算方法は、交通局長が定める。

第 3 条 交通局長は、必要があると認めるときは、3 割以内で運賃を割り引くことができる。

第4条 運賃及び料金について、前2条の規定により算定した運賃及び料金を合算した額に100分の108を乗ずるものとする。この場合において、乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(運賃及び料金の支払い)

第5条 運賃及び料金は、申込みのとき支払うものとする。ただし、交通局長が別に定める場合は、後払いとすることができる。

(運賃及び料金の払戻し)

第6条 既に支払われた運賃及び料金は、払戻しをしない。ただし、交通局長が別に定める場合は、その全部又は一部の払戻しをすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、交通局長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払われる運賃について適用し、施行日前に支払われた運賃については、なお従前の例による。

3 新条例第4条の規定は、施行日以後に運送を終了するものに係る料金について適用し、施行日前に運送を終了したものに係る料金については、なお従前の例による。